

## 患者等搬送事業

患者等搬送事業とは、緊急性のない患者を対象に、民間事業者が医療機関への入院や退院、通院、転院、社会福祉施設等への送迎に際し、ストレッチャーや車椅子を固定できる専用車両を用いて搬送を行う事業です。

舞鶴市消防本部では、一定の要件を満たした民間事業者を、「患者等搬送事業者」として認定しています。

使用する車両は、搬送するために必要な設備及び構造を有する自動車ですが、サイレンや赤色灯などはついていませんので緊急走行での搬送は行いません。また搬送する車両には、応急手当等に関する講習を受け、適任証の交付を受けた乗務員が乗車し、応急手当に必要な資機材も積載されています。

## 認定基準

舞鶴市内に所在し、次のいずれかの要件を満たす事業者が対象となります。

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
2. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
3. 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
4. 自家用有償旅客運送の登録を受けた者

## 申請（お問い合わせ）

舞鶴消防本部 救急救助課（0773-66-0119）

## 認定事業者

事業者名	所在地	連絡先	認定区分	認定年月
あのんケアタクシー	舞鶴市行永	080-6543-2025	患者等搬送自動車	令和7年10月

## 患者等搬送事業者認定マーク

